

平成29年2月21日
(土木部入札審委員会決定)

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

(有) 寺田建築板金 白山市相木町138-2

2 指名停止期間

平成29年2月21日から平成29年3月6日まで (2週間)

3 指名停止理由

平成29年1月5日に、県発注の「小松北高等学校体育館屋根改修工事」において、二次下請業者の作業員が、外部足場の上で足場材の荷揚げ作業をしていたところ、安全帯を留め掛けていた手すりが外れ、手すりごと約5m下の渡り廊下に落下し、負傷した。

同年1月17日に、小松労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を行っていなかったとして、元請業者である上記有資格者に対し、是正勧告書を交付した。

現場の安全管理措置の不適切により工事関係者に事故が生じたことは、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。

4 石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G
担 当 越田
内 線 5023
外 線 076-225-1712